

3 平成23年第4回越知町議会定例会 会議録

平成23年9月9日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成23年9月14日（水） 開議第3日

2. 出席議員（11人）

1番 市原 静子 2番 高橋 丈一 3番 武智 龍 4番 斎藤 政広 5番 岡林 学 6番 片岡 久一郎
7番 西川 晃 8番 岡林 幸政 9番 藤原 俊夫 10番 山橋 正男 11番 片岡 清則

3. 欠席議員 12番 寺村 晃幸

4. 事務局職員出席者

事務局長 田村 昌道 書記 高橋 佳代

5. 説明のため出席した者

町長 吉岡 珍正 副町長 岡 義雄 教育長 山中 弘孝 教育次長 高橋 昌彦
総務課長 大原 孝司 会計管理者 藤原 良一 住民課長 岡林 直久 環境水道課長 北添 太三
税務課長 片岡 洋一 産業建設課長 小田 範博 企画課長 小田 保行

6. 議事日程

第1 一般質問

- 第2 認定第 1号 平成22年度越知町各会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第 2号 平成22年度越知町水道事業決算認定及び剰余金処分計算書(案)について
- 第4 報告第 5号 健全化判断比率報告書について
- 第5 報告第 6号 資金不足比率報告書について
- 第6 議案第43号 越知町税条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第44号 越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第45号 平成23年度越知町一般会計補正予算について
- 第9 議案第46号 平成23年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第47号 平成23年度越知町水道事業会計補正予算について
- 第11 議案第48号 平成23年度越知町下水道事業特別会計補正予算について
- 第12 議案第49号 平成22年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について
- 第13 議案第50号 越知町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 陳情第 1号 上流地区の飲料水供給施設の改修について
- 第15 発議第 5号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書
- 第16 発議第 6号 大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書
- 第17 発議第 7号 1次産業の再生・振興を求める意見書
- 第18 議員派遣
- 第19 委員会の閉会中の継続調査

開 会 午後 1時00分

一 般 質 問

議 長（岡 林 幸 政 君）平成23年第4回定例会の開議3日目の応召ご苦労様です。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。ここで、昨日の山橋正男議員の一般質問に対して答弁漏れがあり、町長から答弁の申し出がありますので、これを許します。町長、吉岡珍正君。

町 長（吉 岡 珍 正 君）昨日私がお答えした中で、ひょっとして意味が間違いの意にとられておたらいけないことがありますので、まず確認をさせていただきます。山橋議員の発言の中で謝罪をせよということがございました。謝罪をこの事件に対していたしました。あの返事でまずよかったですでしょうか。結局不祥事が起こったということについての謝罪、今日新聞に載ったとおりでよろしゅうございますか。（「そのとおりです。」山橋議員）もう1点でございますが、その前段にちょっと気になることがありまして、録音された物を聞かさいいただきました、その中で答弁漏れだろうと思うことが1件ございます。それは町広報ほとんど税金でやっておるだろうという発言の元に、町長は広報を私物化していると、こういう発言がございました。私はこれに答弁しておりませんので、私は私物化はいたしておりません。町の広報で公式に町長が私の意見を持って謝罪をするのは当然であります。もう1点、同じようなことがございます。年始に私が年頭のあいさつをいたします。これは議長もすることですが、町民に対して公式な町長として昨年の1年間の経過を振り返って、そして翌年度に向けての方針等を説明します。取り方によっては自分の方針を述べるとそれは選挙違反じゃないか、私物とこう言っておる方もおるかも分かりませんが、そういうことではありませんので私物化はありません。その返事だけはしておきます。私の名誉にかかわります。

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第1 一般質問を行います。11番 片岡清則議員の一般質問を許します。片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）通告に従い質問を行います。まず議長のお許しを頂きましたので1番のソニア問題から順次質問をするわけですが、特に私は質問に対する答弁ということで、吉岡町長に申し上げておきたいのは、ソニアの事について私が質問する場合、以前にも何度かそのことについては過去に何度も説明をしたとかいうような、まさに質問者に対して圧力とも思えるような言い方をいつもしております。私はここに12名の議員がおるわけですが、ソニアの具体的な数字についてどの議員がどれだけ承知をしておるかという点については、本当に無知なものであろうと思っております。ですから、今回も平成5年に始まりました箭野町長、私も箭野町長と3期12年間のお付き合いもいたしました。吉岡町長とも一番最

初に立候補を吉岡さんがいたしました時に、私も初めての議員に立候補して吉岡町長は見事当選、私は落選でした。2期目にやっと上がって町会議員として吉岡町長とも2期8年間ともに議会の中で活動もし、そしてその後、吉岡氏は収入役となり最終的に越知町の町長ということになったわけです。本当に長い経歴の中で長く議員をやっておいて、そればあな事が分からんかとか、こういう感覚で物事を言っておるんじゃないか。私はそのようにいつも思っております。昨日も同期の山橋議員に対して山橋議員が質問したことに、まさに正確な答えもせずして、私はもう少し丁寧な町長の答弁があってしかるべきである。

今この越知町でもソニア問題が特に取りざたされておるわけですが、いったいソニアというのはどうなっておるか、やはりそのことを考えた時に当初の計画とは全く別の状況になっておるわけでありまして。ここにも一定の数字はいただいたわけですが、ソニアについてはずいぶんと高知新聞でも取り上げられ、新聞の切り取りだけでも随分の数になっております。私も昨年の8月までは2年間議長職ということで、内容については一定の数字については承知をしておるわけですが、特に具体的に入りますけれども、平成5年これは10年までは箭野町長ですが、箭野町長が平成5年に6,500万円、これは出資額です。6年にも6,500万、7年に6,500万、8年度に7,500万、9年に7,500万、越知町の出資総額が3億4,500万円であります。この箭野さんの5年間というのは町長も記憶にあらうと思うんですが、ソニアを設立をして15億円余りのお金を利用をして、山だけではなかなか儲けにもならん。そういうことから私の記憶では5億円ぐらいはいるけれども10億ぐらいは基金として積み立て、その金利で補てんをしつつ若い後継者を育成をし、赤字になった時には補いをするというのが本来の目的であったし、高知新聞にも箭野町長は1本100万円構想、間伐をして大きい古い木にしてそういった銘木を育てる、こういった構想を持って議会でもいろんな、それは年度でそれぞれ先ほど言いました金額を積んで、そして金利運用によってその山の後継者の育成等を図っていくということは結構なことである。こういうことで取り組んできました。ところが吉岡町長になりまして平成10年以後、このソニアの問題がどうも思惑にないらしい、こういうことで質問をしようと思しますと、出資率が50パーセントに満たないところでは、お金は3億4,500万円出しておきながら質問はできない。こういうことで、まさにお金を私物化したかのごとき感覚で最終的に最近になって、決算書もいただいたわけですが、もう取り返しのつかないこういう状況の中で、本当に今にっちもさっちもつかなくなっております。3日ほど前に私はソニアの事務所がどうなっておるかと思っておりました。どんどん若い人たちが製材をやっておる。その若い人に聞いてみたんです。ソニアはいわゆる譲るという形の中で計画をされておるよう聞いておるが、これはどこがやりゆうのかと言いますと、池川木材工業株式会社責任者はおらんかと言いますと、サタ栄吉という若い人が来ましてソニアから借りてその運営をしておる。全く昨日も山橋議員から従前雇っておった従業員を雇用するために努力をしておるかとか、いろんな

話をしておるのに、この株式会社ソニアの社長である吉岡さんからは議会に対して全く何も報告がない。昨日も他の議員に言いますと、清則さんそれは誠かよというような返事でした。やはり私はどういう状況で今度譲り受ける7業者が試験的に機械の性能、こういった物の検査をしておるのかということで調べてみました。今月の4日にこの話が成立をして、すでに製材の機械は修理をし、そして乾燥機、乾燥機も穴が開いて抜けておるところは修理もした。選木機がまだちょっとのうが悪いが、大体の使用ができるような形になっておる。町長はこういった重要なことについて、運営を任されておるので議会には言う必要がないという感覚でとらえておるのか、一体貸しておる金額は何ぼで、日割計算なのか月計算なのか、そのことをお聞きいたします。

議 長（岡 林 幸 政 君）吉岡町長。整理をさせていただきますので、今の吉岡町長たぶん議員全員が寝耳に水でございますので。吉岡町長、答弁。

町 長（吉 岡 珍 正 君）答弁いたしますが、寝耳に水という議長の話ですが、これはそういうことではございません。この会社がまだソニアとして残っておるわけです。残っているうちに多少でもお金が稼げたらいうことで乾燥機も貸したりして、貸してその分契約をしてお金をもらっておるといのが現状です。それともう1点、この機械類をそのまま使わずに置きますと、今度機械そのものがスムーズに動かなくなる、こういうことから今までもこの形は取っておりまして、時々使わしましてその料金をこちらがいただいております。だからこのことにつきましては、職員から連絡がありまして、それは1銭でも使えるうちに稼いじょいた方がえい、新しい形になるまでにはちょっとでも稼いだらいいから、ぜひ使わなさいという指示をいたしました。金額につきましてはちょっと今調べますので、お待ち願いたいと思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）ちょっと休憩します。

休 憩 午後 1時14分

再 開 午後 1時28分

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。吉岡町長、答弁。

町 長（吉 岡 珍 正 君）ちょっと職員が佐川町の役場へ出ておりまして、おりませんでしたので時間がかかりました。誠に申し訳ありませんでした。貸し付けの状況につきましては副町長から報告しますが、先ほど乾燥機、製材を貸しちゅうといいましたが、貸しちゅうではございませんで、賃引き、お金をもらって今ソニアの業務でもありますが賃引きはやってきたと、細々ということであります。貸し付けにつきましては副町長が監事で

もありますので説明をさします。

議長（岡林幸政君）はい、岡副町長。

副町長（岡義雄君）片岡議員にお答えいたします。ソニアで現有している機械等、設備等の貸し付けの状況ということでございまして、細かい機械の名称につきましてはちょっと確認できておりませんが、山用いわゆる伐採用のダンプ等の機械につきましては5台を月5万円で貸しております。そして製材用、現在ソニアの工場にあります製材及び乾燥機等の機械につきましては、修理及び運営等に要する費用、光熱水費とか人員の費用につきましては、相手方の負担ということで、また、当然動かさんりますと修理箇所がありましたので、それらを全部相手がやっていただいたということの条件で一応設備の使用料については無償という形で貸し出しをしているようです。以上です。

議長（岡林幸政君）はい、11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）電気料も含んでおりますわね。製材というのは普通の家庭と違って1か月休止をして三相交流を止めておれば基本料金がいらんわけですが、1か月のうちに10日間でも回すということになると、おそらく月100万単位になると思います。ですから、いくらに貸しちゃうかということをお聞きしたわけですが、これは今度ソニアの後を買い取ってやりたいといわれておる7業者がやっておるのかと思いますと、先ほど言いました池川木材工業、これは、会長はよく知っております大原儀郎さんですが、儀郎さんとはともに議会でも一緒にやってきた中で、かつて大原儀郎氏は吉岡町長もご存じだろうと思うわけですが、広域のふるさと市町村圏の金利運用2,300万円の運用に対しても絶対いかんと辞表まで出した方です。この人が今は7業者の中に入り、特にソニアのこういった機械類を既に私は7業者と言われますけれども7業者ではない、一部に聞くところによりますと、あれは池木さんが本当はやりたいんじゃない、こういう情報も入っております。

のちにこの7業者の事については聞いておりますので本題に向けて入っていきたくはありますが、一定の資料はいただいておりますけれども、ソニアの主な債権債務、この一覧表これは仁淀川町の片岡副町長が広域の議会でもこの文書を持ってきて我々も見たことでしたが、同じ内容ですね。私はこの他にもあるんじゃないかということをお懸念をしております。たとえば乾燥機でございましてけれども、県がこの譲り渡した業者でかまんという話だということでございましてけれども、乾燥機がもしソニアが解散になった場合にはその補助金を戻してもらわないかと、最初は言っておったのがそれがかまんと、この私が聞いたところでは、もしソニアがいかんになったらすぐに佐川町へ返還命令を出すということで、県庁では一定の議論もされておると聞いております。もしソニアがつぶれた場合には越知町、そして仁淀川町が佐川町にそのお金を払わないかと、こういうことで本来この3町のソニアに対する事業のお金でなく、佐川町に何ゆえにこれが佐川町が借りたという形にしたのか、これも非常に大きな疑

問があります。一体この乾燥機の施設について、どういう事業で、何で過疎債もつかない佐川町になったのか、その経緯もお聞きをいたします。非常に多くの事を聞いておりますので、1点ずつにしますと時間が足りないかもしれませんので1、2点一緒に聞いていきたいと思っておりますので、議長さんよろしく。

議長（岡林幸政君）ちょっと待って、一問一答でやりゆうけすぐに答弁できると思うから、してもらいますけ。はい、吉岡町長、答弁。

町長（吉岡珍正君）その補助金を受けて事業をやっておりますけれども、どの乾燥機がちょっと良く分かりませんので、その内訳も含めちょっと時間をいただけたらと思います。そういう質問になると思っておりませんでしたので、誠に申し訳ないですが、ちょっと時間をいただいでできれば次の質問に移っていただいででしょうか。

議長（岡林幸政君）ちょっと休憩します。

休 憩 午後 1時37分

再 開 午後 1時40分

議長（岡林幸政君）再開します。岡副町長。

副町長（岡義雄君）大変失礼しました。私も当時のことを詳しく承知してない部分もありましたので、お答えできませんでした。一応佐川町の方へ直接聞かしていただきまして、どういう経過であったということですが、18年度の補助事業ということで、原因としましては所在地が佐川町にあるから佐川町が窓口になってはということになったようです。なお、この件につきましては当時の関係する3町村の協議の結果、そのように決定したということでございます。

議長（岡林幸政君）11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）佐川町に工場があるので乾燥機の施設は佐川町が代表で買ったとかいうこと抜きにして、県が佐川町に貸す場合にこの補助金が越知にも仁淀川町にもその支払いが責任がある場合、佐川よりも3町にこの補助金を出す方が、ずっともしやの時には支払いがしよいいじゃないか、それと佐川町に貸したお金が越知や仁淀川町3町のソニアに行くということが当然わかっているものを何で佐川にしたのか、私はその事が疑問でならんのです。佐川町ではこの乾燥機一台が6,500万円ぐらいするそうですが6台座っております。6つです。それでどの台がそうなのかは

全く我々には分からないわけですが、越知町の議会に対して吉岡町長がこの乾燥機を入れるに対して借主は佐川であるが越知町にもその当然3分の1の支払い義務があるんだというような説明はなかったならば、私は不思議でならんのです。こういう説明を既にしておるのでしょうか。そして今回この3町でいかんものが、ソニアから7つの業者に譲られた所へこの乾燥機の事業というのが県が認めてくれたということも私は大変不思議なわけです。この点についての説明を願いたい。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）これはこの事業については窓口をどこかに設定する、その場合にその所在地の町村をすところこういう形であったと記憶をしております。ただそれ以上に深い意味があったかというとはよく分かりませんが、これは同じような事業がございまして高吾北広域町村事務組合の越知町が窓口をやってる事業ございます。そして他の3町村の分はそれ一緒に払うところこういう事業があるわけです。だからそれはそれでご理解を願いたいと思います。

もう1点の県がご了解を願うたと不信だということでございますけれども、現在この再生問題につきましては事務局を仁淀川町に担当してもらっておるわけです。その中で出席者名簿も副町長が持っておると思っておりますけれども、県も交えて話し合った中でこの事業体の形であります、仁淀川林産という組合です。いく部分につきましてはこの補助事業は引き継いでよろしいという結果になっておるということを経理局から聞いております。ただ、まだこれも現状仁淀川町の議会が開かれておるところでありまして、最終的にどういうふうになっていくかはまだよく分らんところがあります。副町長とも話し合いましたが、本来ならばその図面も示して組織図も示してお話をしたいという検討いたしました、ちょっと現在の仁淀川町の議会の結論が私どもの思っておるとおりならなかった場合には全然話にならんということになりますので、その辺の組織図的なものは口頭でしか言えません。元に戻りますけれども、県がそれを納得したということは信用できんということでありまして、私どもは窓口で行っております仁淀川町につきましては信用をいたしております。（「県の担当者は誰います。」片岡清則議員）

議長（岡林幸政君）はい、11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）県の担当者は誰かということで私は聞いております。（「ちょっとですね、この間来ました担当者名簿と担当責任者は誰か分かりませんのでちょっと仁淀川町に問い合わせますので。」吉岡町長）

議長（岡林幸政君）休憩します。

休 憩 午後 1時47分

再 開 午後 1時56分

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。岡副町長。

副町長（岡 義 雄 君）片岡議員にお答えします。補助金の担当課につきましては県の木材産業課ということでございますが、直接交渉いただいておりますのが仁淀川町の担当の方でございまして、そちらとの連絡が取れておりませんので今の段階でははっきりしたお名前を申し上げることはできません。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、11番 片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）県の産業課長という（「ことではない。」岡副町長）ことではない。それは県の権限を一定かつりにもっちゅう人じゃおかねえ。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、岡副町長。

副町長（岡 義 雄 君）そのことについてどなたがはっきりと交渉されたかということについて、こちらの方で確認できておりませんので、今の段階ではどなたかということをお答えすることができないということでございます。（「議長ちょっと休憩にしてください」吉岡町長）

議 長（岡 林 幸 政 君）休憩します。

休 憩 午後 1時57分

再 開 午後 1時57分

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、再開します。11番 片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）1つだけ聞いておきますが、これは林業構造改善改良事業資金というお金でしょうね。途中では変わってないでしょう。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、吉岡町長答弁。

町 長（吉 岡 珍 正 君）構造改善事業そのものではありませんが、途中で相手方の貸し付けの名前が変わりました。日本政策金融公庫このように変わっております。

議長（岡林幸政君）はい、11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）本題を進めたいと思います。私が何でこのことを根掘り葉掘り聞きゆうのかと言いますと、林業構造改善改良事業資金というのは、最初に貸した相手が変わる場合には、それなりの生産がなければ、それがどんどん次から次へ変わっていくというようなものではないと、かつて当時の担当でありました大野という課長が言いますには、これはソニア事業が第三者へ譲る場合には、おそらく変わった形の中で返済が困難にもなった場合に、その責任所在というのが大変な問題になると。この20日から県議会も行われますし、県議会でもこのことは県の貸したお金が迂回融資をして、佐川町に貸した金が越知町、仁淀川町の3町が使っておる。この3町の経営が行き詰まって、今度は7業者に代わってもその事業の出した金はもう請求せんというようなことが本当にあるのかということが私は疑問なんです。そのことだけ提言をしておきたいと思います。仁淀川町の副町長に聞かんと分からんということでございますので、これ以上は聞きようがございません。ですから私も一定それなりの資料も持っております。根拠を示して今もこの事業の名前ははっきり言ったところでございます。私がこの議会で、何でこれほど詳しく言うのかということは、新しい新人の議員の人たちは本当にソニア問題じゃいうても分からんと思います。

この出資については先ほど越知町の分は言ったわけですが、一番最初平成5年に始まった時には佐川町、越知町、仁淀村、池川町、吾川村というこの5つの町村がお金を出し合って、当初15億6,750万円という出資金の元に始まり、以後四国銀行100株、高知銀行100株、仁淀川森林組合8株、1株が5万円ですので100株ということは500万円を出資をしておる。銀行というのは金を貸してその金利運用をしておる会社でございます。私は昨日も四国銀行の支店長さんとも会いました。放棄をするという話ができちゅうのか、あるいは第三者に譲るという話があるのか。こういったことも聞いてみましたが、500万円という出資を四国銀行がして、越知町、仁淀川町、佐川町に出資をして、越知町がつぶれるんですかという話をしました。そのくらい信用をしておる。こういうことから、おそらくこの出資をした金はもってくるという判断をしておると思います。ですから、この第三者に譲る場合に、越知町ものいた佐川町ものいた、仁淀川町の7業者が本当にやっていけるのかどうかということが大変な疑問であるし、私も再生検討委員会では昨年8月までは2年間議長職もしました。岡林副議長と一緒に仁淀川町の責任者、議長、副議長、佐川町の議長、副議長とそれぞれ話をしゆう中で、仁淀川町がもうそれじゃったらいっそのこと赤字も資産もこっぴり引き受けてうちがもらわあやという話を若藤議長がしたんです。私はほっとしたんですその時、言葉を聞いた時に、よしもうそれじゃったら越知でも議員協議会も開いて毎年毎年赤字がいくこのソニア事業を引き受けてやるよりも渡した方がかえって気も楽になる、こういう判断を当時はしておりました。ところが今仁淀川町では今日も議会があつておりますけれども、補助金7千万、運転資金8千万、1億5千万円をこの7業者にゆだねて経営

をするということで大もめにもめております。先ほども言いました7業者が名前ばかりで、実質的には違うんじゃないかということをお私に考えておるんです。既に池川木材さんが来てあの機械も借ってやりたい。やりたいのは大原の儀郎さんじゃないんですか。やはりそのことを考えておかないと、やはり仁淀川町がやるという話と7業者がやるという話とは別問題なんです。

私は町長に申し上げたいのは、もし7つの業者にゆだねるとのことならば、借金が何ぼあって、そしてあそこの敷地、機械類等が帳簿価格で6億円というものが残っております。例えば1億円で満たない金額で越知も佐川も放棄しておらんくがもろうたと、この金にさらに仁淀川町からもろうた補助金でチャラにしてこれを売り飛ばすとか、いろんな方法は誰でも考えておると思います。譲る業者が将来にわたって仁淀川町の木材だけでなく越知町の木材も買って、ひとつあそこでやってみようという気迫を持っておるのかどうか、譲るといふことになる私には別問題だということをお私に申し添えておきたいと思っております。そのことについて町長何か考えがありますか。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）私達はこのソニアはですねゼロにしてしまっただけで清算して倒産とこういうことにしたくない、そういう意味で何とかこの会社を盛り立てて再構築をしたいという考えの下に、いろいろ検討委員会にもお世話になったわけでありまして。その中で議員が言われるように一時仁淀川町が全部やるということでそのことは間違いないかということをお3階の会議室で確認をして議長、副議長と越知の議員の皆さんに報告をして、その方向で行こうと結論付けたことはあります。そっくり債務も債権も差し上げると、ただこの案が翌日になったらもうコロッと変わっておりまして森林組合にお願いしちゅうというようなことが大石町長からこちらにありまして、それは話が違ふとその時点でもめましたけれども、結局は若藤議長が言うた言葉でありまして、この時にはまた違ふ問題が若藤議長からも出てきましたが、これはちょっと差し控えるといたしましても、あれは議長が思いを述べただけやっただけで、軽うに処理をされたわけですから、結果的に。そして何とかこれ着陸せないかんということで県の森林組合連合会の方に事業を引き継いでくれないか、債権、債務をお渡しするということで話しましたが、結果的になかなかまとまらないということで、これがまた次の話の、やはり森林しか生きれないだろう仁淀川町中心に事業者が手を組んでやっていく方法をということで、仁淀川町が世話役といひますかね、リーダーになって一定の組織を立ち上げて、そしてこれから先の残っている残務の支払い方法、清算方法等を一応決めております。決めてきておりますが、まだ議員も言われたように本日仁淀川町の議会がありますので、その結論が出ない限り明快なお答えはここで言えん問題がありますので、この件はご理解を願いたいと思っております。

なお、先ほど銀行さんのお話が出ました。銀行さんにつきましては、一応今の方向付けについて周知済みという既に文書で報告を受けておりま

す。なお、先日の取締役会等につきましては、それと年次の総会につきましては両銀行から委任状の提出がありました。自治体の進行に委任する、そのとおりに任せるということです。こういうことで進んでおります。なお、参考までにお話をいたしますけれども、森林組合が議員が言われたように8株ございます。8株もこの際清算をいたします。

それと同時に現在議員の質問もさっき3番目の3町以外の株主への問題が出てきましたけれども、順番は飛んでおりますけれども、この際お話をさせていただきますが、この中で森林組合への貸付金が合計でこれは10月末現在でございますけれども、5,670万1千円ございます。この件につきましては、森林組合の方に現在株式会社ソニアの方から返還の要望をしてくれという向こうからお話がございまして、森林組合の方に現在この貸付金の返還を申しておるところであります。それともうついでにお話もさせていただきますけれども、債務につきましても一応この組織がうまく成立したらということですよ、まだ仁淀川町の議会がありますから。その時点におきましては一定の返還の時期も決めております。この農協から借り入れましたお金現実3,600万残っています。段々減ってまいりまして、前に議員が聞いたよりも減ってまいりましたが、3,600万のお金につきましては、10月末時点で3,600万円ありますけれども、これはこの組織の立ち上げの状況を見ながら一括繰上償還を予定であります。また政策金融公庫から借りております資料をお渡ししております2,407万につきましては、11月末ごろの一括繰上償還ということで公庫に対しても話し済みであります。なお、佐川町の固定資産税のこれは延滞金も含めてでございますが、この分につきましては11月末ごろ一括支払いを予定をしておる。こういった計画を現在立てまして、新しい組織ができたならうまく処理ができる方向にということで現在検討しておるわけであります。

議長(岡林幸政君) 11番 片岡清則議員。片岡清則議員にちょっと申しませんがね、1番と3番と4番とを行ったり来たりしよりますので、個々の辺は1番と3番と4番はいいんですか。いいですね。

11番(片岡清則君) 今の説明の中で新しく引き受けていただける7業者の今回仁淀川町で議論をされておる1億5千万円が通った場合に、その中からこういった農協の返済等が支払われる、佐川町への固定資産税3千万ちょっとだったと思いますが、こういったものがすべて終わることです。

議長(岡林幸政君) はい、吉岡町長。

町長(吉岡珍正君) お答えいたしますが、その農協からの借り入れにつきましては森林組合から返していただいたらその金で清算をいたします。ただ資金的にどうしても概算をしますと1億5千くらいお金がいるという計算になってるようです。その段階の中で仁淀川町がかんでやはり仁淀川

町は農業の立町ではございません。やはり林業立町ですから仁淀川町としてはその分を処理をして仁淀川町が補助金を出してやっていくという事です。だから農協の借入れについては、支払いは森林組合から返していただきましたらそういった処理をしたいと思います。

議長（岡林幸政君）11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）ひっくるめたような形になりますが、借入金の返済も何とか見込みがつきそうなのというのですが、1つぬかっておりますのは、仁淀川町の7業者の受け入れの話は完全についておるのかどうか、このことをお聞きします。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）先日の取締役会の中での仁淀川町の方につきましては一定の業者、名前はまだ表にできません。それから7ということを一応聞いておりますが、6になるかも分かりません。それが現時点では私ども何とも申し上げられませんが、一応この間の話では7業者で仁淀川林産組合を作る方向ということですが、現実には7になるのか6になるのかちょっと私どもの方ではまだ分からないところであります。

議長（岡林幸政君）はい、11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）私は町長に一言だけ言うておきたいのは、我々議員にかけたのは損ごし資産も赤字部門も全部ひっくるめて仁淀川町が取っていただけるという話の結論を持ったがどうしようのうという、議会では皆さんの意見を聞いて、もうそれじゃたらいつそのこと取ってもらえやと言う話で皆さんまとまっております。ところが7業者ということが実質には6業者なのかどうか、その事業者も分からん状態で譲ったでよということが実際やってえいのかどうか。

私が非常に疑問を持っておりますのは、仁淀川町ではかつてソニアの解散議決をいたしました。ところが今度は一転して再生議決をするということで高知新聞でも前代未聞という言葉が使われております。町長もこの新聞見たかと思うわけですが、本当に仁淀の議員というのはよく言えば海千山千ですが、本当に何を言い出すやらわけち分からん。3町の議長同士で赤字ごし取るという話で若藤議長が言って後ろを向いて大石町長を見て町長それでえいかと言うたら大石町長頭を縦に振ったんです。ですから今回もこの再生議決も西森常晴議員が出したということが出ておるんですが、これは新聞へ出ちゅうから私は言うんです。本当に解散議決が間違うちよったと、再生をせないかんというそれなりの理由があればですが、全くそうじゃない。自分の損得か何かは知りませんが、大変これは問題の多い議員がおる、信用性がない、私が何でこのことを言うかと言いますと、先ほど言いました6業者が本当に6なのか、池川の1業者が実際には名前だけを借りて、お前らあ、まあ名前ばあ入れちよいてくれやでやりゆうのか。本当にそこの辺が疑問です。町長はどんなに思います。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）今日のこの会議は一般質問でありまして、私たちが出した議案質疑ではございません。というのは私たちがこれをこういう形で賛成してやるということになれば、議会に私の方から上程するわけでございますが、そうやなしに現時点では仁淀川中心にこういう話現在されておるとことでありまして、私にいたしましてもじゃあその7業者が誰かとまで現時点では聞けません。これは仁淀川町が一定の業者の中でまとまって今は7と聞いておりますが、先ほど言いましたように変化をするかも分かりませんし、もっと明確なものが出てから私としては議場で説明いたしますけれども、ちょっとその辺が分かりませんのでご容赦を願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）はい、岡副町長。

副町長（岡義雄君）補足説明というか事業協同組合の7か6とかいう話が出ておりますので、そのことについて説明さしていただきたいと思います。現時点の状況につきましては、新聞に書いておるとおりでございますが、8月の29日に7業者で新林業組織を組織すると結成するという新聞記事が出ておったと思います。そういう事実は起こっておるようです。これが設立されたと言ってもまだ認可されたわけではございません。これから認可手続きを経て約2カ月のうちに認可された上で結成という形になるということで、現時点ではこういう形になろうという形になっておる状態です。そして事業協同組合というのはいろいろ内容があるわけですが、組合は法人である、加入脱退は任意であるとか協同組合を設けないかとかいろいろな組合法の規定がありまして、1つだけ要件の中に国の補助等を受ける場合は5人以上が必要ということで、これが5人を下る場合には先ほど問題になっております補助金の譲渡を受けられないということになりますので、それ以上の人数の構成で組織をされると思います。現時点では7業者で結成されておるという状態でございますが、先ほど町長も言いましたように、その運営には仁淀川町の補助金等が必要でございますが、これが確定されない場合は次の段階に移れないと、認可もされないと交渉相手にもならないという状態になっておりますので、それについてはこういうふうになれば次はこう動くという状態ということでございます。

議長（岡林幸政君）11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）この辺でソニア問題はおきたいですが、総じてこの1から5までの中で吉岡町長にお聞きをしたいのは、過疎債等の適用もあるわけですが、名目上越知町は3億4,500万円という出資をして仁淀川町の何業者かに譲ったということになりますと、この間に生じた他へも十分利用できるこの3億4,500万円を、それは今までも町長も越知町の町長をしながらの仕事であったとか、あるいは県の紹介で工科大学の武藤氏を入れたり、本当に行政の長がしながらこういう第3セクターへの投資というのは以前から気をつけなきゃいかんということを言われ

ておったわけですが、町長はこのことに対してどう責任を取る考えがあるのか、議会から認められてそれで執行してきたと言えればそれで済むわけですが、その責任はどのように感じておるのかお聞きをいたします。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君）これは昨日も山橋議員にお答えいたしました、再度お答えいたしますけれども、議員そのものも先ほど説明がございましたように平成5年からこの各議会に平成5年度にこのソニアを設立してやっていこうと、そしてその中で最終的に3億4,500万が越知町が出資すると株式ですから出資してやるという事について、当時このスタートの時の感覚から申し上げますと大変私も議員でしたので心配もいたしました。心配もいたしました、その時に今でも耳に残っておりますのは、やっぱり箭野町長のやる気といいますかね、それともう1つは将来1本100万の木をこしらえていくんだと、それから山を自分が守っていきたい、そういう強い熱望が我々に伝わってきましたし、私どもはそれならやろうとスタートしたわけであります。だからこの物理的な責任はどうかということ、私は責任は持てません。それは議会が納得して進んできたわけですから、ただ一番大きい問題は、それはそれとしても相当議員が言ってくれますように町長しながらしんどいことも分かるということになります。それはそれとしても、やはりこれだけ経営がうまくいかなかったということにつきましては大変心の痛いところでありますし、ただ、私としましては昨日も申し上げましたが、何としても倒産とかいうことにしたくない。この資産が残ちゅううちにやはり多くの雇用を持つ、そして高吾地区のこれから私は個人的には山ひよつとしたら伸びるんじゃないかという目算も思っております。という理由の中には復興事業がこれから増えてくるでしょうし、あるいは国の山に対する支援等ももっと強いもんが打ち出される可能性もあります。既に出てきておるものもありまして山の部分だけでは黒字も出ておることもありますので、そういったこと考えて場合に、私の最大の責任としてはこの会社を絶対につぶさずに新しい事業に再生さす、昨日も申し上げました。それが絶対に私はせないかん責任だと思っておりますし、私の使命でもあると思っております。言葉足りないかも知れませんが。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、11番 片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）本当に言うのは安いけれども、実際やったら思惑どおりにいかんということもこれはどこの世界にも多々あるわけです。例えば越知町のテニスコートにしろ、学校にしろ、道路にしろ、ぬいて実際にようになったという恩恵を受ける人もあれば、あんまり使いもせんくへあれほどの道があるかやということもあるでしょう。しかし将来的にはようこそあれをやっちゃったとわずか何軒だけ为目标にするんじやのうて、その道はやがては大きく先を伸ばして循環道としての役割を果たす。やはりそういった面でも決して攻め切りはしませんけれども、やはり町長とし

て今日は非常に吉岡町長低姿勢で普段自分にゃ気付かんと思うんですが、ああ腹立ちゅうにゃあと、すつと顔で分かるんです。今日は丁寧に丁寧に言おうという姿勢がうかがえるんです。やはり人というのは腹を立てて返事をしますと、よしそれならおれもそれなりに対応せないかんということで、人間対人間というのは心理作戦でもあるわけです。そういった点でも今後言いぬくいことでも言うことが多々あると思うわけですが、やはり説得の面でそれを上回るようなそういった、さすが吉岡町長じゃなあとと言われるぐらいになってほしいし、私はあえて苦言を呈しておきたいと思います。この中で町長に対してあんなこと言うてたまるかと、こんなことを先だっても聞きました。自分ではわかっておるとは思うわけですが、先だって高岡郡下の議員が話の中で町長が冒頭、リコールの吉岡ですという話をしました。それは事実ですのでそういうことは言って良い悪いは言いませんけれども、これは私の女ですとかいうような言い方をした時に私の近くにおりましたよその議員が、あれはセクハラに当たりゃあせんかという話をしておりました。冗談で言ったつもりがそうでないということも今の放射能問題でわずか9日間で大臣を辞めた方もおるわけですが、冗談まぎれに放射能があるところに行ちよって帰ってきて記者会見の席上で放射能うついちゃる。そんな本当に幼稚なことですが、任命責任を問われて国会も紛糾しよります。最終的に新しい内閣に迷惑をかけてはいかんということで辞表を出しました。私はそういったことを考えた場合に、やはり高知県の町村会の会長まで2期目を今やられておる町長が、もう少し私はどこの町村も厳しいだろうが、やはりそれぞれの地域の議員にぜひとも頑張ってもらいたいぐらいの話はすればこそ、この間のあいさつは大変聞き苦しかったです。その点について一言お願いしたい。

議 長（岡 林 幸 政 君）質問ではないですけど吉岡町長、私も聞いておりますし議員全員が聞いておりますので、私も大変聞き苦しいあの言葉やっただと思いますけれど、ここでお断りしていただきたいと思います。

町 長（吉 岡 珍 正 君）配慮が足りない点、誠に申し訳なかったと思います。ただ私が越知の町長の吉岡です。リコール町長とも呼ばれていますと冗談言ったんですが、その後議長はリコールしたのは私です。（「それは構わないと議員の中でも言ってるんだけど、その後の問題を言いゆうんですよ。」いろいろ片岡議員からご示唆を受けました。謙虚な気持ちで頑張れとこういう意味だろうと思います。また私自身カッとしたら顔に出ると誠に人間としてのまだ出来上がってないところだろうと思っております。今後十分に注意をしまいたいと思いますので、何とかお許し願いましてご協力を賜りたいと思います。

議 長（岡 林 幸 政 君）11番 片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）言いぬくいことを申し上げて、ようもようも本会議であんな話をするにゃあとというように思うかもしれませんが、やはり

人はともすれば長いこと議員、首長をしますと、あれもどだい偉そうになったにゃあ、鼻が高うなったにゃあという感じをはたの人はしておりますので稲穂ではないけれども、やはり長くやればやるほど頭を垂れていくという姿勢で今後望んでいただきたいと思います。次に移りたいと思います。

2番ですが、町の個人情報紛失はどうなったと議会からの被害届け要求に対する対応はということで町長及び関係者に通告をしております。このことについては昨日も山橋議員から質問がございました。税務課長は私がしたという話でございますけれども、一般的にこういう話が町内に出回ると、越知町の最高責任者は誰やと、町長も副町長もおるのに担当課長では私は取り調べについての協力は担当課の者でないと分からん面はあると思うわけですが、このことについてはもう少し私は考え直してほしいと思うんです。それはなぜなら町長は当初この被害届けについてははしないという方向であった。それではいかんということで議員協議会を開いて満場一致で議長と副議長が行って議会としてはそれでは町の職員の士気にも関わる、町長にこの被害届けを出してそれなりの対応をするように取り組めということで議長室に行ったと思います。町長は取りようによっては俺は俺の考えでやりゆうけ議会にとやかく差配はせられん。担当課がやったらえいという考えでやったのか、やはりもう少しその辺の配慮というのが私はあっていいんじゃないか、このように思いますけどどうでしょう。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君）議会の考えでは俺は動かん自分の差配でやると、そういうつもりはさらさら持っておりません。昨日も申し上げましたように現時点では説明のいたしました、新聞もそのとおりに書いてありますけれども、現時点では出さないと、それはいろいろわけがあったわけです。私なりに。だから現実では出さない。その後議長、副議長が見えられまして、議会としてはこうすべきだというお話がありました。当然これを佐川署に届けるにつきましてはその議員の考え方も大きく重きを持っておるということですよ。それもありますし、職員の中でのいろいろ動揺、それから一般の住民の感覚そういったものを見た場合に、特にあの事件で、内部でお互いに疑心暗鬼等が出てきました。これはやっぱり明確に被害届けを出した方がいいとこういうことで出しましたので、議長、副議長が来てですね、それをないがしろにして俺はおれでやるとそういう考えではありません。議会としての意見も十分に踏まえて出したということでもあります。

議 長（岡 林 幸 政 君）はい、岡副町長。

副町長（岡 義 雄 君）被害届けを出した事実につきましては先日の税務課長からの答弁のとおりでございますが、そこへ至る経過を少し、説明させていただきたいと思います。昨日お話すればよかったんですけど、話がそのまま進みましておいておりましたけれど、一応被害届けを出すに

至りまして8月5日これは金曜日です、8月の5日に町長と私が佐川署の方へ出向きまして、被害届けを出したいという申し出をしました。しましたところが担当者が不在であるので月曜日に来てもらいたいということが警察署の方から言われました。言われましたので、その時に受理をする時はどうしたらよいかという話をしましたら詳しい事情を聴きたいので担当の課とか関係者に来てもらいたいというお話がありましたので、月曜日に連絡取りましたら、まだ担当者がいないということで8月の9日に税務課長と総務課長が被害届けを出すということに至ったわけでございます。ご指摘のとおり確かに町の代表が町長でございますので、町長が出すべきであったというふうなことは感じておりますけれど、こういうことは今までに例がなかったもので、そういう処置が良いのではないかとということでこういうことになっておりますので、ご了承願いたいと思いません。以上でございます。

議 長（岡 林 幸 政 君） 1 1 番 片岡清則議員。

1 1 番（片 岡 清 則 君）今さら課長も出した町長も出したでは、これは変な問題になります。しかし、私どもが聞いておりますのは、何度かその事情を聴きに来ちゅうと思うんです。どこへ置いてどういう状況で紛失したかというようなことを取り調べ中であろうと思うわけですが、途中経過でもやはり何回来た、だいたいの取り調べはこんなことで、他の町の職員外とは考えにくい。私なんかが思いますのにこういう滞納者の一覧表などというものが存在することも知らなかったんです。それは役場の中ですから、全納の人もおれば滞納者もおるじゃろう、やはりそこなへんで書類の管理という点では担当課もさることながら、やっぱり町長、職員を監督する副町長の責任もやがては問われる時期が必ず来ます。やはり議会から減給処分なりするよりも先に、自分の方から示してやはり襟を正して職員にも部下がやったことでも上司に多大の迷惑をかけるんだというそういう示しだけはしないと、私はいかんのじゃないかというように思っておりますが、そのことについてどのように思っておるのか。

議 長（岡 林 幸 政 君） はい、吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君）当然示しはつけません。いきませんが、現在警察が調査をしゅう中であります。その結果によってこれは大きく変わってくると思います。正直言います。今私どもがしていることは、すでにその書類の管理につきましては昨日税務課長が言いましたように一定の指示を出しておりますので、ちゃんと管理もしております。それから、夜ですぬ役場に訪問する人間についてはちゃんとチェックができるようにいたしまして、明確に改めてあります。ただ事件の内容がまだ明確でないうちに私が早々とそれはそんな大きな事件でたったこればあかというようなことにされても困ります。そうじゃなしにこれはどこも同じだと思いますが、行政の中で問題が起こった時はその問題がある程度明確になった時点で長が責任を取る、こういう形であると思います。先般梶原町で問題が起きました。これは大きな問題になりましたが、なると思います今後、

ただあれももう既に分かっておったことですが、ちゃんと調査をしてですね、一定の進展を出してから長がそれを最終報告をして責任を取るというのがこれが私は原則だと思っております。昨日、山橋議員から謝罪云々の話がありましたが、私個人はそのように思っておりましたので、あるべき時期が来ましたらこの事件の内容もお話をしてですね、その時に一定の条例の改正の私が議案を出すということになると思います。ただもうちょっと時間をいただきたい。それによって実際私も心配していることもいろいろありますし、結論を得てからということでご了解を願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）手元の前の時計ではあと15分で私の持ち時間が切れるんですが、休憩時間をかなりはさんでおりますので、早う済まさんぞという考えじゃありません。大体の話は私の言わんとするところは執行者も分かっていたというように思いますので、次に移りたいと思います。

道路の安全対策でございますが、9区の保健福祉センター西側の町道の改良を求める声が大変多いが対応はできないかということで通告しております。越知町では大きい道路として町内では南北道路の完成をとということで、かつて随分取り組みもしましたし、県にこの要求についてはダム審の約束事の中であるということで随分議会も取り組んだわけですが、用地交渉がどうしてもつかなかったということで話がつかなかったわけですが、私はいつも越知の坂折の方から農協の方へ行くのに、福祉センターの横は一定幅員があるわけですが、あの入口、そしてカーブの付近せめてもう1車線川の方にでもあったらずいぶん楽ながなあ、通った時に分かると思うんですが、大型のダンプが来た場合には軽四でもすれ違いができません。入口とカーブ付近でございますが、これは用地そのものが見つからないということなのか、今まであそこの道を2車線化できんかという話は聞いた事がございませんが、何とかあれができたならまん中の中央はできざったが、福祉センター辺りはずいぶん良くなったと大変膨大な予算も、川の方へ出すにしても家がある方にいたしますと随分の家が立ち退いていただかないといかんという問題もあろうと思うわけですが、今後このことは大きい課題だと思っております。かつて三王製紙があった時に吉岡町長が言っておったのは、あそこの辺で西風でも強い時に火災でも起きたら越知は総なめになる、こんな話をしておったわけですが、現実には松岡製材からの出火の時には大変越知の町は野にならあせんかと言われたこともあったわけですね。なかなか解決のためには多大の予算も要りますし、町の財政事情から言って簡単なことではないと思いますけれども、やはり用地交渉等がつく場合には何回かに分けてここの道の改良をする考えがないのかどうかお聞きをいたします。

議長（岡林幸政君）はい、小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博 君） 11番議員に道路の安全対策についてご答弁を申し上げます。まず1つ目でございますけれども、保健福祉センター周辺の道路の拡幅等々ができないかということでございますが、ご指摘の個所につきましてはご存じのように大変交通量が多く、大型車も頻繁に通行しておるといって状況で車同士の対向が困難な場面に出くわしたこともありますので、状況については十分承知をしているつもりでございます。しかしこの場所議員もおっしゃられましたように道路の東側、これについては建物が込み入って並んでおる。それから西側については坂折川までの高低差が大きいということになってきまして多額の費用を要するということになると考えます。現段階では予算取りが難しいのではないかとこのように考えておりますが、他の道路の改良それから待避所等々の工事が進んだ暁にはこうした場所も考える路線の1つになると考えております。以上です。

議 長（岡 林 幸 政 君） 11番 片岡清則議員。

11番（片 岡 清 則 君）簡単にできる道なのということは申しません。川の方にしても簡単なもんじゃない、また、この人家がある方ということになりますと家が大変込みあっておるといって点で立ち退きが随分多くなるということで大変な事業になると思うわけですが、あえて私は町長にこのことは将来何期かに分けて徐々に越知の市街地も随分ようになったぞというような仕事を残してもらいたい。実際夢のような難しい話です、そりゃあ何千万単位で行く話じゃない。億単位、何億かのお金がなければ出来ん話ですが、3期、4期、徐々に川の方の地権者が話がつけば川の方へ出した方が安くいくんじゃないかなあとは思いますが、将来この事業に対して町長、取り組む考えはないのかどうか。今年中とか来年中とか申しません。やはりそのことを再度お聞きをいたします。

議 長（岡 林 幸 政 君） はい、吉岡町長。

町 長（吉 岡 珍 正 君） お答えいたします。この道は坂折橋旧道から何か所か狭いところがあります。まず入口のところは狭いし、すぐに30メートル行きますと一定の広さがありますが、また20メートルぐらい狭い。あと福祉センターのところは広いわけですが、その後また極端に狭くなって小田の淳太郎さんのところまでの道です。確かに議員の言われるようにたいへん狭いということは十分承知しております。議員が言われるように即いっぺんでという話がありますけれど、町としては事業を展開しますと総予算を組んでやっていくわけでございますので、ここまでで終わるといふようなことにはなりません。だからこのことについてはこれも議員が言うたとおりの財源もたいへん多くかかります。そういう意味でその方を考えながら、今課長も言いましたように他に事業もいっぱい進めておりますので、その辺も考えながら検討の課題に入れていきたいと思っております。

議 長（岡 林 幸 政 君） はい、11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）今後検討してみたいということでございますので、ぜひともよろしく願いをしておきたいと思っております。

次いで2番目でございますが、3区の町道笹林線の側溝蓋の延長をいうことで1期工事は済んでおりますが、この笹林線についても縫製工場等もあって地元の方が申しますには、かつてあそこには大きい車が来て避け違いの際にお年寄りの方がこの側溝に落ち込んでけがをされたというようなことで、何とかふちへよれば車同士ではなくて側溝蓋によって解決できるんじゃないかと、このことをぜひとも頼んでみてくれんかということで私も言われました。地元にも区長さんや議員さんも近くにはおります。そういう方をお願いをしてはということで申し上げましたが、おまんに頼みたいという、あえての説明があったわけでございますので、あえて提案をさせていただきました。

議長（岡林幸政君）はい、小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）ご答弁を申し上げます。町道笹林線の側溝蓋の延長というご質問でございますが、この議会に補正予算といたしまして事項別明細書の一補事20ページ、7款15節工事請負費の中に要求をさせていただいております。ご審議のほどよろしく願いしたいと思っております。なお、今回のこの要求額で地区から要望のありました箇所についてはすべて終了いたします。以上です。

議長（岡林幸政君）はい、11番 片岡清則議員。

11番（片岡清則君）それぞれ資料の提出も求めておりましたが資料もいただきました。やっぱり先へ立つ者というのは良かれとしてやることでもやはり苦難がつきものでもあるわけですが、やはり全身全霊を打ち込んで、まず執行者が議員に理解をしていただいて物事を進めるということが最も大事なことでありますし、特に吉岡町長は今日まででもいろんな懸案問題でも議員協議会等を開いて各種の説明を十二分に正してやっていただいているというには思うわけですが、実際このソニア問題については大変厳しい言い方もしたわけですが、よく頭の悪い男じゃにゃあ、何べん言うたってわかってもらえんという気持であったかも知れませんが、やはり口頭で言うというものは文書と違ってやっぱり聞いた事はすべてが身になるものでもないし、やはりできるならば今後いろんな事を資料によって提出をし、議員にその判断を仰いでいくという姿勢でもう少し丁寧な運営をお願いをして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（岡林幸政君）これもちまして11番、片岡清則議員の一般質問を終結します。（「議長、議事進行」山橋議員）10番 山橋正男議員。

10番（山橋正男君）議事進行の発言をいただきましたので、発言させていただきます。町長は答弁漏れとして広報おちを私物化しておりませんと、私の名誉にも関わるといふ発言がございました。そして広報おちで年初には町長も広報おちの年初には町長も議長もあいさつ文を出している等の発言がありました。私が昨日、広報おちを私物化しておりませんかと質問はしました。その答弁漏れを今、朝お話したわけでございますけど、

私の名誉のためにも発言します。私物化と言ったのは総務課長が広報おちは公共のものであると答弁したから言ったのでありまして、おわび状について私物化ではないですかと聞いただけでございます。年初の町長議長のあいさつ文に対しては一言一句言っておりませんので発言させていただきます。議長発言さしていただきました。ありがとうございました。

議長（岡林幸政君）以上で一般質問はすべて終了しました。ここで3時10分まで休憩したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）異議なしと認めます。それでは3時10分まで休憩します。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時10分

議長（岡林幸政君）再開します。先ほどの片岡清則議員に対する答弁ぬかりがありましたので副町長より答弁をさします。はい、岡副町長。

副町長（岡義雄君）先ほど片岡議員の質問の中にありました補助団体主管課及び補助金の返還の件について確認が取れましたので報告させていただきます。県の補助担当の課は木材産業課でございます。担当部署につきましては産業基盤担当というところが担当しております。補助金等の返還等の事務につきましては課長、担当チーフ、担当者ともご了解のことということでございます。補助金の返還のことにつきましては、譲渡先がただいま設立準備中の事業協同組合という形で結成されまして、そういう団体であれば補助金の返還はないということは国の機関であります林野庁と協議しておって了解をいただいております。手続き的には事業協同組合が、設立認可、登記が済みました時点で申請書類を作成しこれにつきましてはソニアとの協議が必要になりますが、その協議が整い申請書を提出して譲渡の手続きを進めるという予定になっておるということでございました。以上でございます。

議 案 質 疑（認定及び報告の4件について）

議長（岡林幸政君）これより池監査委員にご出席をいただいておりますのでお知らせします。日程第2 認定第1号 平成22年度越知町各会計歳入歳出決算認定についてから、日程第5 報告第6号 資金不足比率報告書についてまでの4件を一括議題として質疑を行います。質疑はありま

せんか。はい、3番 武智龍議員。

- 3 番(武智 龍君) 一般歳出16ページ、民生費の委託料、災害時要援護者見守り体制整備事業3年間で合計は890万554円になっておりますが、22年度は366万8,936円3年間で作成したというふうにお伺いしておりますが、この中で作成した台帳というものの中身の例えば名簿とかいうようなものが1年もしないうちに陳腐化する可能性があります、今後はその情報の見直しというのに対してはどのようにされる予定か。これ決算とは直接は関係ないですが、台帳こさえただけじゃあ何ちゃあなんらんとするので、答えができればいただきたい。

それから初日に説明をいただいた時にも多少お聞きしましたが、整備された台帳に載っている人々と要援護者というのは1カ所にまとまってお住まいじゃない。各部落各集落に住居を置かれているわけです、実際にそれをいざと例えば震災で避難、水害で避難いうふうなことが起こった時の具体的な行動のシステム、誰がどの人をサポートするのか、この台帳作ったのは社会福祉協議会に委託をして作られたと、実際には民生委員が働いたというか作ったと聞いておりますが、ある地区なんかでは、60人1人の民生委員の対象が60人超すとかいうところもあるというようなことも聞きました。じゃあその人を避難させる時はどのような体制にするのかというふうなこととか、それからそのシュミレーションを試みたり、それから実際の先日やった訓練のような時に、また、それ以外にそういう人たちだけを対象にしてもよろしいしああいう時でもいいですが、訓練の計画とかいうふうなものは今後どうされるのかというところ。この台帳整備をしてどうされるのかというところをお伺いしたいと思います。

議長(岡林幸政君) はい、岡林住民課長。

住民課長(岡林直久君) お答えいたします。台帳の見直しにつきましては今年の6月の民生児童委員協議会の定例会で1年たったと、配布してから1年たったということで、その手前に総務課そして関係機関と話し合いをいたしまして見直しはどれ位して見直そうかと、2年おくのか3年おくのかとかいろいろ協議いたしました。その結果1年とりあえず今年につきましては6月から3カ月程度かけまして民生児童委員さんに台帳のそれぞれ個々の内容について見直しをしてもらうということで、それぞれの地区に民生委員出向いて調査をしておりますので、また、追々にそれをまた社協の事務局の方です。ね整備をいたしまして新しいものに更新したいというふうに考えております。それでその台帳約700名位おいでます。台帳整備した方が、登録しておる方が。そういうことで大災害とか被害の時には消防団、区長、そして民生委員それぞれに情報開示いたしまして、民生委員もちろん持っておるわけですが、民生委員中心に対処していきたいというふうに考えております。

議長(岡林幸政君) はい、3番 武智龍議員。

- 3 番(武智 龍君) その見直しについてはこの予算に載ってないと思いますが、それもうボランティアでやってもらってるんですか。それと今災害時

に配布をするといわれましたが、災害というのは台風らあやったらあさってくるとかいうぐらいは分かりますが、地震は5分前はまだ分からないので、その災害時に配ったのでは誰がどこで寝ようとかなどのような状態とか、そこから非難をする時に道が何路線あってブロック塀が倒れたら人が背負わないかとか、1輪車を通るとかそういうふうないろんな事があるのである程度事前に把握しておってほしいと、対象者が700人ぐらいの中には私のことを助けてもらうように知っておってほしいという安心感というものがあると思うんです。今から欲しいと思うんですけど、せっかくこういうものを作ったら、作ってなけりゃあ本人が知らんわけです。そういうのはもうちょっと手前持っていくというようなことも検討された方がいいと思いますが、予算の件。

議長（岡林幸政君）はい、岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）予算というのは特にありませんので、民生児童委員さんにご協力をいただいております。あとの民生委員さんは全員の個表を持っておりますので、すぐに対応ができると思います。ただ個人情報ということもありまして、民生委員さんにしか情報は提供をようしておりません。

議長（岡林幸政君）はい、3番 武智龍議員。

3番（武智龍君）始めから個人情報を調査しているわけですので、かまん範囲とか、個人情報を所有した方には、ある程度守秘義務というようなことも含めてやっちゃかんとほんまに困りますよ。4日の訓練の時も私の近くに、この市街地近くに要援護者かどうか私には情報がないので分かりませんが、この人らあは絶対に1人ではよう行かんと2人で住みゆうけど5分でもよう町民会館によう上がらんろうと、あの道は狭いからブロックが倒れるかもしれんとかいうようなことがあったんですけど、自主防がありながら民生委員もおる、区長さんもいますが、班長さんもいますが、誰一人今度訓練があるけどもしもの本番の時のために今からどの道を逃げるか1回やっておこうというような事前の話とか訓練があるということなし、そういう話もなかったんで、これ大丈夫かなあとはっきり言って自分の親がどうかとここまで思うたんです。自分の親だけは人に頼れんから自分は役員じゃないから、親だけでも助けないかなあというふうには思ってるんですが、せっかく作った情報は、個人情報そうやって隠してしもうたら意味がないので、そこのところは法律は法律、やっぱり人間関係、信頼関係の基にその狭いコミュニティの中で普段から気を使うて3日に1回はその家に近くの者が見に行くとか、1カ月に1回は変わらないかえとか言うとかいうふうな見守り体制というものがある中で検討されて、信頼されるコミュニティづくりという方向にこれを活かしてこそ、800万もかけた値打ちもあるし、今後の安心、安全な暮らしというものが確保されるんじゃないかと思いますがいかがでしょう。

議長（岡林幸政君）はい、岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）ご指摘いただきましたことを十分にですね考慮いたしまして、今後の対策をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。10番 山橋正男議員。

10番（山橋正男君）一般会計の事項別明細書です。ページが歳出の2ページ、池監査委員ご苦労さんでございます。1点だけお聞きします。10番の交際費でございます。歳出の2ページです。監査委員さん構いません、1点だけですから、この金額の関係で予算が105万3千円。それから支出の関係が101万というので、町長は町村会の会長をされて大変交際関係が非常に必要で、またこれを見ますと不用額がわずか4万ということは、約95パーセントぐらい使われているわけでございますけど、これに歳出でこれについての質問ではございませんけど、この監査ですね22年4月1日から23年3月31日までの101万2,652円ではございますけど、繰越分前年度分が入っておりますか。

監査委員（池裕生君）はいってないと思います。

議長（岡林幸政君）はい、山橋正男議員。

10番（山橋正男君）入っちゃったら大ごとですから、これはあくまでもその金額の関係ですから。分かりました、以上です。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。（「なし」の声あり）。なければ質疑を打ち切ります。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

討 論・採 決（認定の2件について）

議長（岡林幸政君）続きまして、認定第1号および認定第2号について、討論・採決を行います。

認定第1号 平成22年度越知町各会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

起立全員です。よって本案は、認定されました。

認定第2号 平成22年度越知町水道事業決算認定及び剰余金処分計算書（案）について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。
起立全員です。よって本案は、認定されました。

ここで、池監査委員は退席をされます。どうも池監査委員さんお疲れさまでした。ご苦労さまでした。暫時休憩いたします。(池監査委員は退席)

休 憩 午後 3時27分

再 開 午後 3時28分

議 案 質 疑 (議案第43号から50号)

議 長 (岡 林 幸 政 君) 再開します。日程第6 議案第43号 越知町税条例の一部を改正する条例についてから、日程第13 議案第50号 越知町
災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8件を一括議題として質疑を行います。質疑はありませんか。はい、4番、
斎藤議員。

4 番 (斎 藤 政 広 君) 先ほどは失礼しました。一般会計の補正予算で一補事8ページですが、委託料に732万6千円、書庫整理事業というのがあり
まして、多分この歳入だろうと思いますが、国庫支出金732万5千円とあるんですがこれはどういう事業をするんですかね。

議 長 (岡 林 幸 政 君) はい、大原総務課長。

総務課長 (大原 孝司 君) 斎藤議員にご答弁申し上げます。まずこの書庫整理事業でございますが、情報公開への対応とそれから適切な文書管理に向けた
書庫整理事業ということで書庫及び各所属の文書につきまして洗い出し、分類、分類といいますのは保存年限が永久、それから10年、5年、1
年と区分されておりますので、その確実な区分、そしてラベルの作成、整理、そしてデータ化というふうなものを今回今議員もおっしゃられま
した国でなくて県の補助金でございますが、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業を得られるということになりましたので、この事業は今年度限
りでございますので、これをこの際に活用いたしまして、ただいま言いましたような事業内容のものを実施すると予定でございます。なお、これ
によりまして先ほど言いました緊急雇用の関係でございますので、新規雇用これは臨時職員でございますけれども、11月から3月までの予定で
5人ほど雇用するというふうな予定でおります。以上でございます。

議長（岡林幸政君）はい、4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）委託料で組まれてますが、臨時職員5人の雇用でということですが、支出の形態はどのようになるのでしょうか。それから書類を整理するにあたってこの庁舎の書庫、それから企画課の書庫等があるんですが、あまりにも手狭で十分な整備ができるかちょっと不安なんですけれども、どういうことをお考えでしょうか。

議長（岡林幸政君）はい、大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）予算としては委託料だがということでございます。一応業者委託ということにいたします。そしてその業者が先ほど申しました新規雇用、そして業者の中で主任研究員というようなもの専門の者の人件費、この人件費部分が大部分でございます。そしてその他の経費もございますが、この新規雇用分がこの事業費の半分以上を占める場合にはこの緊急雇用が利用できるということでございますので、そういうふうなことで今回上げさせていただいております。

そして、あと書庫が手狭ということもございますが、書庫につきましてもかなり整理をいたしました。企画課の1階に書庫を新しく作りましたが、それはもともと旧法務局の書庫にあった物を移したわけでございますが、その移す際にかなり不必要なもの、期限の切れているものについては処分をいたしまして、かなり今のところは空いております。ですので、書庫的には今のところそれほど手狭というほどではないように感じております。以上でございます。

議長（岡林幸政君）他にありませんか。はい、9番、藤原俊夫議員。

9番（藤原俊夫君）一補事8ページの同じページですが総務費の中の18節の備品購入費ですが、地上デジタルチューナーですが、これ3万8千円ですけれども、普通チューナーいうたらいろいろ金額あると思いますけれども、3万8千円いうたらかなりいいチューナーだと思いますが、どこのテレビのチューナーでしょう。

それと次の一補事10ページ、15節の工事請負費の町民会館駐車場舗装工事、前回やってやりましたが、その後どこの辺りをどれぐらいの広さでやるのか。

それとその下19節の廃止路線代替バスの運行費助成金ですが、これは330万これは大体毎年同じ金額でしたかね、そこをお聞きしたいと思います。

それからもう1つだけ一補事17ページの15節の工事費の農道駄馬ノ沖2号線という、これはだいたいどこの辺りかということちょっとお聞

きをしたいと思います。以上お願いいたします。

議長（岡林幸政君）はい、大原総務課長。

総務課長（大原孝司君）藤原議員にご答弁申し上げます。まず一補事8ページの2. 1. 1の18、備品購入費3万8千円でございますが、これは数年前に購入しました町長車でございますが、ナビ付きのナビ兼主はナビでございますが、テレビとしても見えるというふうなものが元々ついておりました。これについてもちょっと古いものですから地デジ対応でないということで今映らなくなっておりますので、これの地デジチューナーということでございます。

それから私のついでですみません。一補事10ページの2. 1. 10の19の廃止路線代替バスの関係でございます。毎年同じ金額ということでありましたが少し説明をさせていただきますと、この代替バスの補助金につきましては、補助金の算定となる基となるバスの運行期間としまして10月から翌年9月までとそれの1年ということになっております。これは古く国庫補助を受けていた時に国の指示でそうしていたものがまだ残っていると、続いているという事でございます。今回過疎のソフト事業をあてる事としておりますが、県との協議の中でこの運行期間に付きまして年度をまたがらないようにという指摘がございまして、バス事業者にも話をしまして4月から3月ベースに変更するという事で今年度に限りまして1年半分の補助金を交付するという事にしたものでございます。具体的に言いますと当初予算で670万という額を計上いたしております。これは昨年10月から今年9月までの分の1年間の補助金を計上したものでありますが、あと本年10月から来年3月分までの半年分330万円をこの補正で上げさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（岡林幸政君）はい、高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）藤原議員にお答えします。一補事10ページ15の工事請負費ですけれども、町民会館の大ホールの西側の既存の駐車場から屋内多目的運動場の南面向けての約1,730平方メートルの工事になります。台数は78台を見込んでおりまして既存の駐車場と合わせて140台程度を見込んでおりまして、イベント等に対応するものでございます。

議長（岡林幸政君）はい、小田産業建設課長。

産業建設課長（小田範博君）藤原議員にお答え申し上げます。一補事17ページ15節工事請負費の中の農道駄馬ノ沖2号線拡幅工事でございますが、場所的には清水の集落内になりますけれども、ちょっと聞きなれない名前と思うんですが、八頭の集落から南へずっと回る道があります。そこが駄馬ノ沖という場所になりますが、そこから清水の鶴井の池までぐるっと回った道がございます。この中で全体計画では235メートルの拡幅をとい

う要求がございまして、今回は1期分といたしましてこの約半分くらいを予算計上させていただいております。以上です。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。7番、西川晃議員。

7番（西川晃君）事項別明細書の一補事15、民生費の方でお願いしたいんですが、児童福祉施設費ということで、委託料で13、223万2千円という広域入所費がついておりますが、課長この中で個人情報もありますけど構わない範囲でどういう内容か、また人数についてもお教えいただきたい。

議長（岡林幸政君）はい、岡林住民課長。

住民課長（岡林直久君）これは私立の佐川町の海津見保育園の1名と公立黒岩中央保育所の1名分ということで2名分でございます。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。はい、5番、岡林学議員。

5番（岡林学君）1点一補事の22ページの教育費の桐見川小学校の閉校式実行委員会補助金100万とありますがこれはどういうふうな内容のするための補助金でしょうか。

議長（岡林幸政君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）岡林議員にお答えいたします。まず桐見川小学校の廃止ですけれども、この議会に条例改正を提出しております。まず見込んでおりますのが、桐見川小学校区内の各区長、公民館を中心として実行委員会を立ち上げていただくというふうなことにしております。内容的には記念碑、それから記念誌、それから小学校の歴史を書いた保存版、それから祝賀会、通信連絡費等ということになっております。記念碑については約50万、記念誌については約15万、保存版については10万、その他が祝賀会、それから通信運搬連絡等の費用に充てるものです。なお、実行委員会立ち上げていただいて実際の閉校式につきましては時期的には2月の下旬から3月の初旬も本当に3月の頭までになるのではと考えております。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。はい、4番、斎藤政広議員。

4番（斎藤政広君）水道会計、水道事業会計の水補説4ページに予算の説明で旧水道塔の取り壊し136万5千円と確かそういう説明受けたと思いますが、どの部分を取り壊すのか。

議長（岡林幸政君）はい、北添環境水道課長。

環境水道課長（北添太三君）斎藤議員にお答えをいたします。旧の水道の管理塔の2階部分の木造の円形の部分を取り壊しまして、取り壊した底にH鋼

でベースを敷きまして、その上にしま鋼板を敷いてそれでその隣のコンクリートブロックの2階建てでありますけれども、2階の部分への出入りができるように扉を設置すると、そういった予定にしております。

議長（岡林幸政君）はい、吉岡町長。

町長（吉岡珍正君）この水道塔の取り壊しですが、たいへん越知町にとって歴史のあるものだという指摘を斎藤議員からお伺いして調査もいたしました。しかしこれを元の形に復元するということになりましたら、相当お金もかかるということで誠に残念ではありますけれども、今言った方法で塔は残りますけれども違った形になるということをご了解願いたいと思います。

議長（岡林幸政君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議長（岡林幸政君）討論・採決を行います。

議案第43号 越知町税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第44号 越知町立小学校設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第45号 平成23年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第46号 平成23年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第47号 平成23年度越知町水道事業会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第48号 平成23年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。
討論のある方は討論ありと言ってください。

議案第49号 平成23年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第50号 越知町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって、本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。町長から一言お願いいたします。

町長（吉岡 珍正 君）提案いたしましたすべての付議事件に適切にご決定をいただきました事をまず心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。また今回、私の言動あるいは発言あるいは日ごろの行動も含め、まだまだ至らないなどという実感をいたしました。それぞれ議員の皆様方からありがたいお話もお聞きいたしましたし、議長からも休会中の時期であっても町長は言葉あるいは言動に行いに注意をするようにいう指摘を受けました。十分反省をいたしまして、なお一層人間としても成長を図っていきたくとそのように思いますので、今後ともご協力いただきますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長（岡林 幸政 君）お諮りします。これより4時15分まで休憩したいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）。異議なしと認めます。それでは暫時休憩します。

休 憩 午後 3時50分

再 開 午後 4時29分

陳 情

議 長（岡 林 幸 政 君）再開します。日程第14 陳情第1号 上流地区の飲料水供給施設の改修についてを議題とします。

審査を付託しております産業建設常任委員会の報告を求めます。委員長 4番 斎藤政広議員

4 番（斎 藤 政 広 君）

平成23年9月14日 越知町議会議長 岡林 幸政 様

産業建設常任委員会委員長 斎藤 政広

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記 1. 事件名 陳情第1号 上流地区の飲料水供給施設の改修について

2. 付託年月日 平成23年9月9日（金）

3. 委員会開催日 平成23年9月12日（月）

4. 審査結果及び意見 現地調査を含め審査の結果、全会一致で採択すべきものと決する。

以上でございます。

議 長（岡 林 幸 政 君）ただ今、産業建設常任委員長の報告がありましたが、委員長報告に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本件に対する委員長報告は、採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって、陳情第1号は採択と決定しました。

議 員 発 議

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第15 発議第5号 国民健康保険財政への国庫負担割合を医療費総額の45%に戻すことを求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、4番 斎藤政広議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

日程第16 発議第6号 大規模自然災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、5番 岡林学議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

日程第17 発議第7号 1次産業の再生・振興を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、3番 武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は、可決されました。

議 員 派 遣

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第18 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定いたしました。

委員会の閉会中の所管事務継続調査

議 長（岡 林 幸 政 君）日程第19 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長より会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（岡 林 幸 政 君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これにて平成23年第4回越知町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

閉 会 午後 4時35分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員